

調一・国調管 木村 調一・調管企 菅原
調一・広域 浅野 調一・調審 山田
調一・国調 杉本

大分類	共通（その他）
中分類	軽易な事項に係る意思決定 又は確認を行うための書類
保存年限等	事 2026年6月末

課長 殿
特別国税調査官 殿
統括国税調査官 殿

調査管理課長（認印省略）
広域情報管理課長（認印省略）
調査審理課長（認印省略）
国際調査管理課長（認印省略）
国際調査課長（認印省略）

海外取引調査の実施等に係る事務手続等について

標題のことについては、下記のとおり定めたことから、これにより適切に実施されたい。

（趣旨）

法人が行う様々な形態の海外取引に柔軟に対応し、深度ある調査を実施するため、調査の具体的な事務処理手順及び関係部署間における連絡・調整の手続を定めるとともに、調査課事務提要第5章第2節1(3)「重点調査対象事案に係る事務手続」、第6節7「実地調査事案の庁への報告」、第10節2「海外取引調査の実施要領」、5「外国税額控除に係る処理状況の報告」、6「外国子会社合算税制に係る報告等」及び7「外国公務員に対する贈賄事案の報告」に規定された項目について、局内における事務手続の明確化を図るため所要の手続を定めるものである。

記

1 定義

この事務連絡において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 国際調査部門等

国際調査部門等とは、特別国税調査官（国際担当）、国際調査部門及び主任国際税務専門官をいう。

(2) 一般調査担当部門等

一般調査担当部門等とは、特別国税調査官（国際担当を除く。）及び調査第一部～四部の調査部門（国際調査部門を除く。）をいう。

(3) 調査総括課

調査総括課とは、調査各部の調査総括課をいう。

(4) 各部併任国専官等

各部併任国専官等とは、調査各部に併任している国際機動部門の国際税務専門官及び国税調査官をいう。

(5) 国内・国際一体調査

国内・国際一体調査とは、国際調査部門等が実施する、国際課税分野に係るリスクが高いと評価した法人に対して、原則として移転価格調査とそれ以外の部分（国内取引も含む）の調査を区分せずに行う調査をいう。

例えば、高度な移転価格上の問題のほか、B E P S、租税回避スキーム、クロスボーダー組織再編における問題が潜在する事案の調査が該当する。

(6) 統括官等

主任国際税務専門官、特別国税調査官及び統括国税調査官をいう。

2 海外取引調査の実施に係る留意事項

(1) 一般部門における重点調査の実施

調査第二部～四部の統括国税調査官（特別調査部門及び連結主担部門を除く。）は、通常の調査日数・調査体制では問題点の把握・解明が困難な海外取引調査事案について、調査課事務提要第5章第2節1(3)「重点調査対象事案に係る事務手続」に基づき、重点調査項目を明確にした上、必要な調査体制の整備、調査展開を図りつつ、事前に設定した重点調査項目の解明に向けて深度ある調査の実施を指示する。また、調査結果の引継ぎに当たっては、記載項目・内容の充実を図ることとする。

各部併任国専官等は、各部門が重点調査事案（海外取引解明調査事案）として選定した全事案の調査状況を把握し、必要に応じて支援の実施を検討する。なお、各部門が主体性を持って重点調査項目に取り組む事案であることに留意して支援を実施する。

(2) 多角的な視点からの検討

海外取引調査の実施に当たっては、外国子会社合算税制、移転価格税制、外国法人課税（源泉所得課税を含む）、国際的な事業再編等、多角的な視点から検討するとともに、海外取引検討表（別紙1）を活用し問題や非違の把握に努める。

(3) 外国子会社合算税制に係る検討

平成29年度改正前においては、合算課税の適用除外の規定は、確定申告書に適用除外となる要件に該当することを記載した書類（別表17(3)）を添付し、その適用があることを明らかにする書類等を保存している場合に限り適用されることとされていたが、改正後は、書面添付要件及び書類等の保存要件が廃止されている。

なお、改正後の外国関係会社の経済活動基準やいわゆるペーパーカンパニーの判定の際には、調査法人に対し、期間を定めて、これらの要件に該当することを明らかにする書類等の提示又は提出を求めることができるとともに、書類等の提示又は提出がない場合には、経済活動基準を満たさない又はいわゆるペーパーカンパニーに該当するものと推定することができることとされているため、調査においては、早期の段階で書類等の提示等を求め、要件を満たすか否かを適切に検討する。

おって、外国子会社合算税制等の適正な執行を確保する観点から、税務調査においては幅広く外国関係会社の把握に努めるとともに、外国子会社合算税制の対象となる外国関係会社を把握した場合には、所得の計算方法のほか、指揮命令系統その他の事業実態の把握に努める。

(4) 国際調査管理課等による調査支援等

調査第一部～四部の統括官等は、事案の規模や内容等を検討し、必要に応じて各部併任国専官等又は国際機動部門（機動担当）へ調査支援を要請する。

調査総括課及び国際調査管理課は、緊密に連携して、調査事案の税務リスクや調査の困難性、調査スキルアンケートに基づく調査担当者のスキルに応じて、支援の実施及び支援方法（同行支援、間接支援（注））を決定するなど弾力的な運用を図る。

なお、各部併任国専官等は、各部門から海外取引調査項目に係る質問及び相談を受け、必要に応じて国際調査管理課（調査サポート担当）の支援を得て、随時、理論的支援を行う。

（注） 調査第二部～四部において、各部の実情に応じて、原則同行せず、調査担当部門の担当者が確認すべきポイントについて、事前に具体的な指導を行い、適宜、調査状況を確認することにより、調査展開に応じたフォローアップなどを行う支援をいう。

（参考） 平成20年7月4日付調一調管第3-10号「実地調査等の支援要請について」（事務運営指針）

3 国内・国際一体調査の実施等

(1) 実施部署

国内・国際一体調査は、原則として国際調査部門等で実施する。

なお、一般調査担当部門等における一般調査の過程で高度な移転価格上の問題のほかにBEPs、租税回避スキーム、クロスボーダー組織再編における問題を把握した場合、その解明のため、国際調査部門等が一般調査担当部門等と協働で行うこととなった調査も、国内・国際一体調査として取り扱

う。

(2) 調査法人の選定及び調査体制の決定

イ 国際調査部門等調査予定法人名簿（案）の回付

国際調査課は、国内・国際一体調査予定候補法人（翌事務年度以降の着手予定法人を含む）を選定し、国際調査管理課と協議の上「国際調査部門等調査予定法人名簿」（案）（別紙2、以下「調査予定法人名簿案」という。）を作成し、3月末を目途に調査総括課へ回付する。

なお、調査予定法人名簿案に記載されている法人に関して、事前確認の申出（事前相談を含む）状況等について確認を要する事項がある場合には、調査予定法人名簿案を事前確認審査課にも回付し、確認を行う。

ロ 調査総括課による一般調査予定法人の検討

調査総括課は、国際調査課から回付された調査予定法人名簿案に記載された法人に係る翌事務年度及び翌々事務年度の調査着手予定、国際調査部門等で国内・国際一体調査を実施することの可否並びに外国法人調査部門への所管替えの可否を記載し、4月末を目途に国際調査課に回答する。

ハ 国際調査課における調査法人及び調査体制の決定

国際調査課は、上記ロの結果を踏まえて関係各部署との協議を行い、調査予定法人及び調査体制を決定する。

なお、国内・国際一体調査予定候補法人について、一般調査担当部門等においても調査を実施する予定である場合には、国際調査部門等と一般調査担当部門等が協働で調査（協働調査）を行うことも視野に入れた協議を行う。

ニ 国際調査課による国際調査部門等調査予定法人名簿の交付等

国際調査課は、上記ハの結果を踏まえて「国際調査部門等調査予定法人名簿」（別紙2）（以下、「調査予定法人名簿」という。）を作成し、翌事務年度当初に国際調査管理課及び調査総括課を経由して一般調査担当部門等へ交付するとともに、調査管理課、広域情報管理課及び事前確認審査課にも回付する。

なお、国際調査課は令和6事務年度国内・国際一体調査予定法人について、令和6年8月9日までに国際調査管理課を経由して庁調査課（国際監理係）へ報告することに留意する。

ホ 調査予定法人の追加・解除

国際調査課は、国内・国際一体調査を行う法人の追加・解除がある場合には、事務年度当初に交付した調査予定法人名簿に追加等の記載を行い、調査総括課を経由して一般調査担当部門等へ交付するとともに、調査管理課、広域情報管理課及び事前確認審査課にも回付する。

なお、国内・国際一体調査を行う法人の追加を行った場合、国際調査課は速やかに国際調査管理課を経由して庁調査課（国際監理係）へ報告を行うことに留意する。

ヘ 国際調査部門等調査予定法人に係る省略事務

国際調査課は、上記ニの調査予定法人名簿に記載された法人のうち、実地調査を行わない等の理由により省略対象とする法人がある場合には、上記

ホのとおり12月末までに調査総括課を経由して一般調査担当部門等へ連絡する。一般調査担当部門等は、当該連絡を受けた後、一般調査担当部門等でも実地調査を行わない法人について省略事務を行う。

調査予定法人名簿に記載された法人について、1月以後に国際調査部門等が実地調査を行わないこととした法人の省略事務については、国際調査部門等が申告書の審理を行った上で、国際調査課及び調査総括課を経由して一般調査担当部門等へ引き継ぐこととする。

ト 国際調査部門等調査予定法人に係る諸申請及び質疑について

上記二の調査予定法人名簿に記載された法人に係る諸申請及び質疑については、一般調査担当部門等が対応する。当該法人に対する実地調査中に当該法人から諸申請及び質疑が提出された場合の対応については、調査総括課と国際調査管理課（国際調査管理係）又は国際調査課（管理企画担当）が内容に応じて対応を協議する。

(3) 国内・国際一体調査の着手に係る連絡等

イ 調査着手の連絡

国際調査部門等は、着手日が確定次第速やかに「国際調査部門等調査着手等連絡せん」（別紙3、以下「着手等連絡せん」という。）を作成の上、国際調査課（管理企画担当）及び調査総括課を経由して、調査法人を所掌する一般調査担当部門等へ回付する。また、国際調査課（管理企画担当）は、回付日現在の情報に更新した調査予定法人名簿を着手等連絡せんとともに調査総括課へ回付する。

なお、調査法人が調査の区分に同意し、「法人税の調査の区分に係る同意書」（別紙4、以下「同意書」という。）の提出を行った場合には、国際調査部門等はその写しを「着手等連絡せん」に添付し、原本を税歴簿に編てつする。

ロ 調査の区分の同意確認

国内・国際一体調査の実施に当たっては、原則として調査を区分しないこととするが、移転価格税制上の問題の解明に相当の期間（1年超）が見込まれる場合など、調査の区分について検討する必要があると認められる場合には、調査課事務提要及び令和6年7月2日付国税庁調査課事務連絡「国際課税分野における体制再編後の事務手続等について」3に定めるところにより、調査予定法人に対して、事前通知に先立ち、調査の区分の取扱いについて説明を行い、調査の区分の同意確認を行う。調査法人が、調査の区分に同意する場合は、同意書を用いる。

なお、例外的に調査を区分して実施する必要がある場合には、移転価格調査の終了後に移転価格以外の調査を引き続き行うことを前提に協議を行うが、移転価格調査以外の調査を引き続き行う必要性については、個別の事案の状況に応じて判断する。

おって、調査法人が複数の通算法人である場合には、調査の区分の同意の確認は、調査の対象となる各通算法人に対して実施する。

ハ 調査中の連絡

国際調査部門等は、以下の事由が生じた場合には、速やかに「着手等連絡せん」にその旨を記載の上、国際調査課（管理企画担当）及び調査総括課を経由して、調査法人を所掌する一般調査担当部門等へ回付する。

(イ) 調査対象事業年度を追加する場合

(ロ) 翌事務年度に繰り越して引き続き調査を実施する場合

二 通算（連結）親法人を所掌する一般調査担当部門等への連絡

調査法人が通算（連結）子法人である場合には、通算（連結）親法人を所掌する一般調査担当部門等にも、上記イからハの手續に準じて連絡する。

(4) 国内・国際一体調査の終了に係る連絡等

イ KSKシステムへの決議入力に係る連絡等

国際調査部門等は、KSKシステムを使用して決議書作成等の事務を行うにあたり、国際調査課（管理企画担当）を經由して調査管理課（企画係）に「指定調査担当部門変更一括入力」による決議入力利用権限付与を依頼するとともに、調査法人を所掌する一般調査担当部門等に対して決議書作成等の事務を開始する旨を連絡する。

ロ 調査終了の連絡

国際調査部門等は、調査の終了（調査法人への調査結果の説明）後、調査を終了する旨を「着手等連絡せん」に記載の上、国際調査課（管理企画担当）及び調査総括課を經由して調査法人を所掌する一般調査担当部門等へ回付する。

ハ 審理事務及び決議書決裁

(イ) 審理事務

調査審理課は、平成13年7月27日付調一第302号「実地調査事案等の調査審理課における審理について」（事務運営指針）に従い審理を行う。

なお、決議書について調査審理課長の決裁を要しない場合は、国際調査管理課（調査サポート担当）又は国際調査課（審理担当）が審理を行う。

(ロ) 決議書決裁

国内・国際一体調査事案に係る決議書決裁は、調査第一部長等及び調査法人を所掌する部長等の決裁を受けることに留意する。

4 移転価格調査の実施について

(1) 各調査段階における説明等

イ 幹部説明

国際調査部門等は、次表のとおり移転価格調査の各調査段階において、幹部説明を実施しその後の調査方針について了解を得ることとする。

移転価格調査の段階		国際調査課長説明	国際監理官 国際調査管理課長説明	調査第一部長説明
移転価格税制 上の問題把握	① 移転価格税制上の問題の有無を 判断する段階	○	○	○ (注1)
移転価格算定	② 調査の方向性を決める段階 (調査担当者意見を提示する段階)	○		
	③ 中間意見を提示する段階	○	○	○
	④ 最終処理について判断する段階	○	○	○

(注1) 国際調査管理課におけるリスク管理の指標が「移転価格リスク」である法人は、「①移転価格税制上の問題の有無を判断する段階」に係る幹部説明を必ず実施する。

なお、問題が無い場合における調査第一部長への説明は実地調査事績検討会において実施して差し支えない。

(注2) 調査法人に対する意見書の提示は必要に応じて行う。

(注3) 各調査段階の期間は、調査事務の状況に応じて検討する。

(注4) 「②調査の方向性を決める段階」の幹部説明後に、独立企業間価格の算定方法等移転価格算定に当たって大きな変更を行う場合は、その都度幹部説明を実施する。

(注5) 事案終了時（是認の場合を含む。）又は翌事務年度に繰り越して引き続き調査を実施する場合には、上記のほか、所掌部長（特官室所掌の場合は、特官室担当次長）への説明を行う。

(注6) 主任国際税務専門官の実施する移転価格調査の各段階における説明は、国際調査課長ではなく国際調査管理課長へ行うことに留意する。

□ 説明資料

国際調査部門等は、各調査段階における検討に当たり、事案説明資料等（事案説明資料、「移転価格審理事項検討表」（別紙5-1及び5-2）及び「論点整理表」（別紙6）を作成する。

なお、上記(1)イ①の「移転価格税制上の問題の有無を判断する段階」では移転価格審理事項検討表及び論点整理表の作成は要しない。

おって、国際調査部門等の統括官等が修正申告書の提出が見込まれると判断した場合には、以降の論点整理表の作成・更新は省略しても差し支えない。

(2) 決議書の作成

決議書の作成担当部署については、原則として次表のとおりとする。

なお、次表のNo. 2からNo. 4の決議の内容に係る処理が必要となる場合には、国際調査部門等は、速やかに国際調査管理課（国際調査管理係）又は国際調査課（管理企画担当）、調査総括課を経由して一般調査担当部門等に連絡する。

次表に該当しない処理が必要となった場合には、国際調査管理課（国際調査管理係）又は国際調査課（管理企画担当）と調査総括課で速やかに対応を協議する。

調査実施部署	区分の同否	No.	決議の内容	決議書作成担当部署
国際調査部門等	なし	1	申告調整項目等を含む全ての非違	国際調査部門等
		2	調査対象期の後続年度における繰越欠損金等の異動	原則として、国際調査部門等
	あり	3	申告調整項目等の非違（移転価格調査による所得移転額に運動する項目を除く）	一般調査担当部門等（机上）
		4	調査対象期の後続年度における繰越欠損金等の異動	原則として、国際調査部門等
国際調査部門等及び一般調査部門等（協働調査）	なし	5	申告調整項目等を含む全ての非違	原則として、一般調査担当部門等 ※国際調査部門等は個票を作成し、決議担当部署（一般調査担当部門等）へ引き継ぐ。

(3) 重点管理事案の指定

国際調査管理課は、移転価格調査事案のうち、例えば、調査段階別に設定した指令期間又は指令日数から進捗が遅れている事案、指令期間又は指令日数を延長した事案、複雑困難な事案等を重点管理事案として指定することの要否について、調査第一部長に判断を仰ぐこととする。

(4) 国税庁管理対象候補事案に該当する場合の手続

(イ) 庁調査課への連絡

国際調査部門等は、調査の過程において、国税庁管理対象候補事案に該当することが判明した場合には、速やかに国際調査管理課（国際調査管理係）を経由して、事案説明資料等を庁調査課に送付して連絡する。

(ロ) 意見書等の提示

国際調査部門等は、庁調査課の指導・助言を踏まえて意見書等を作成し、中間意見書又は最終的な処理案を調査法人に提示する場合には、庁調査課の了承を得ることを前提とすることに留意する。

(5) 調査審理課及び国際調査課との協議

国際調査部門等は、各調査段階（準備調査を除く。）における事案説明資料等の作成に当たっては、事前に調査審理課及び国際調査管理課（調査サポート）又は国際調査課（審理担当）と協議を行う。

なお、上記(1)イ①の「移転価格税制上の問題の有無を判断する段階」において、課税の適否や事実認定の適否等に疑義がない場合は調査審理課との協議を要しない（事案説明資料等の配付は行う。）。

また、協議は適宜の方法により行うが、上記(1)イ②の「調査の方向性を決める段階（調査担当者意見を提示する段階）」のうち、調査法人に対して移転価格税制上の具体的な問題を初めて指摘する段階においては、その後の調査展開が大きく変化しうることから、国際調査部門等と調査審理課及び国際調査管理課（調査サポート）又は国際調査課（審理担当）が協議する機会を設けるなど、より深度ある検討を行うこととする。

おって、協議に当たって国際調査管理課（調査サポート担当）又は国際調査課（審理担当）は主に課税理論構築の観点から国際調査部門等に助言を行うものとする。

(6) 推定規定又は同業者に対する質問検査規定の適用

国際調査部門等が、推定規定又は同業者に対する質問検査規定を適用する場合には、「推定規定・同業者に対する質問検査規定の適用要件充足チェックシート」（別紙7-1～7-4）を作成し、国際調査管理課長又は国際調査課長に対して説明を行い、決裁を了した上で納税者に対し、同規定を適用する旨を説明する（平成13年6月1日付査調7-1ほか3課共同「移転価格事務運営要領の制定について」3-5参照）。

なお、国際調査部門等は、当該チェックシートの写しを作成し、国際調査管理課（調査サポート担当）又は国際調査課（審理担当）に提出するとともに、原本は税歴簿に編てつする。

(7) 調査審理課の関与

調査審理課は、原則として上記(1)イ（①の「移転価格税制上の問題の有無を判断する段階」を除く）の幹部説明に同席する。また、上記(5)の協議、調査法人に提示する意見書案等の作成、納税者の反論等に係る検討、推定規定又は同業者に対する質問検査規定の適用に当たっては、事案説明資料等及び証拠資料に基づき、論点に関する事実認定の適否等を検討し、国際調査部門等に対して審理面からの助言等を行う。

なお、争訟が見込まれる場合、調査審理課は、国際調査管理課又は国際調査課との間で情報交換・意見交換等を行い、必要な証拠の収集、的確な事実認定、法令の解釈・適用及び課税理論の構築等の面から、事実関係の整理（証拠資料の整理を含む）、部門の事実認定に対する客観的な評価、適用法令の解釈・当てはめ及び関連する裁判例の分析に関する支援を行うとともに、国際調査管理課又は国際調査課と課税第一部松務官室への支援要請の要否を検討する（調査課事務提要第5章10節2(4)「移転価格調査に係る争訟見込み事案（金利・役務提供事案を除く）への対応」参照）。

(8) 調査対象事業年度以降の省略事務について

国内・国際一体調査の調査中に調査対象事業年度以降の事業年度（以下「後続年度」という。）の申告書が提出されたが後続年度を調査対象期間に追加しない場合の後続年度に係る省略事務については、原則、国際調査部門等が後続年度の申告書審査を行った上で申告書等を国際調査管理課（国際調査管理係）又は国際調査課（管理企画担当）を経由して調査総括課に回付する。

なお、通算法人の省略事務については必要に応じ国際調査管理課（国際調査管理係）又は国際調査課（管理企画担当）は調査総括課と協議を行うこととする。

(9) 移転価格に係る情報収集

国際調査部門等は、移転価格に係る情報収集のために、調査部所管法人に対して臨場又は書面照会を実施する場合（租税特別措置法 66 条の 4 第 17 項等に基づく同業者調査を含む。）には、速やかに「着手等連絡せん」を作成の上、国際調査課（管理企画担当）及び調査総括課を経由して法人を所掌する一般調査担当部門等へ回付する。

5 一般調査担当部門等において移転価格上の問題を把握した場合の連絡等

(1) 一般調査担当部門等（外国法人調査部門等を除く。）による各部併任国専官等への連絡等

一般調査担当部門等が一般同時調査において、移転価格税制上の問題（金利・簡易な役務提供事案を含む。以下同じ。）を把握した場合は、速やかに各部併任国専官等に事実関係の説明を行い、各部併任国専官等は当該問題について検討を行う。

(2) 各部併任専門官等による国際調査管理課への連絡

各部併任国専官等は、移転価格税制上の問題についての検討の結果、課税処理を検討する必要がある場合には、速やかに国際調査管理課（調査サポート担当）へ連絡する（簡易な役務提供事案のうち課税処理に疑義がないものを除く。）。

なお、金利・簡易な役務提供事案以外の移転価格調査事案については、国際調査管理課上席国際税務専門官（調査支援管理担当）にも連絡を行う。

おって、金利事案において、金融データベースを利用して、金利や保証料の算定を検討する場合や信用格付け等を算定する場合には、令和 6 年 7 月 1 日付国税庁調査課事務連絡「金融データベース等を用いて独立企業間価格の検討を行う際の留意点について」に定められた各種検討表の作成が必要となることに留意する。

(3) 移転価格税制上の問題の検討

国際調査管理課（調査サポート担当）は、上記(2)により連絡を受けた場合には、移転価格税制上の問題の有無について改めて検討を行った上で、速やかに検討結果について各部併任国専官等を経由して一般調査担当部門等に回答する。

なお、一般調査担当部門等が移転価格調査を継続する場合には、国際調査管理課（調査サポート担当）は調査展開や処理の方向性等も併せて指導する。

(4) 調査体制等の検討

イ 各部併任国専官等による支援

上記(3)の検討の結果、金利・簡易な役務提供事案以外の移転価格調査事案として継続する必要がある場合には、国際調査管理課上席国際税務専門官（調査支援管理担当）は各部併任国専官等による支援体制等について協議を行い、支援を実施する。

ロ 国内・国際一体調査事案への振替

上記(3)の検討の結果、国税庁管理対象候補事案に該当することが見込まれるなど、高度な移転価格リスクが潜在すると想定され、国内・国際一体調査事案への振替えが必要と認められる場合には、国際調査管理課は、速やかに国際調査部門等による調査実施等について国際調査課、調査総括課及び一般調査担当部門等と協議の上、適切な調査体制を整備する。

なお、上記協議の結果、当該事案を国内・国際一体調査事案に振り替えることとなった場合には、国際調査課は調査予定法人名簿（別紙2）に当該事案を追加した上で、速やかに調査管理課、広域情報管理課、事前確認審査課及び調査総括課を経由して一般調査担当部門等へ交付する。

(5) 一般調査担当部門等による移転価格調査の手順

一般調査担当部門等が移転価格調査を継続して行う場合は、原則として、国際調査部門等が実施する調査手順にはよらないこととするが、一般調査担当部門等は、事業説明資料等を作成して、国際調査管理課（調査サポート担当）及び調査審理課と協議を行う。

また、協議に当たって、国際調査管理課（調査サポート担当）は、主に課税理論構築の観点から一般調査担当部門等に助言を行うものとする。

なお、一般調査担当部門等の統括官等が修正申告書の提出が見込まれると判断した場合には、以降の論点整理表の作成・更新は省略しても差し支えない。

おって、国税庁管理対象候補事案に該当する見込みとなった場合には、国際調査部門等が実施する調査手順等に準ずるものとする。

6 移転価格課税事案の報告

国際調査部門等以外の部署が移転価格課税を行った場合には、以下の(1)、(2)のとおり提出する。

(1) 金利・簡易な役務提供事案

報告基準	実地調査において金利・簡易な役務提供に係る課税を行った調査事案
提出書類	金利・役務提供事案処理状況表（別紙8）
提出期限	副本発送月の末日
提出方法	調査部共通¥001_検討中フォルダ¥R06 事務年度¥000_各種提出用¥04_【TP課税】移転価格課税事案（金利・役務事案含む）の調査終了の報告（通年）の各部門フォルダへ格納する。

(2) 移転価格課税を行った調査事業（上記(1)以外）

報告基準	実地調査において移転価格課税を行った調査事業
提出書類	①移転価格調査事業のポイント（別紙9）、②実地調査事績検討会資料
提出期限	副本発送月の末日
提出方法	調査部共通¥001_検討中フォルダ¥R06 事務年度¥000_各種提出用¥04_【TP 課税】移転価格課税事業（金利・役務事業含む）の調査終了の報告（通年）の各部門フォルダへ格納する。

7 外国税額控除に係る報告

(1) 外国税額控除に係る処理状況の報告

報告基準	実地調査を行った法人のうち1事業年度における外税控除否認（認容）額100万円以上かつ納付法人税額増加 （注）通算法人の場合、当初申告における外国税額控除額と再計算後の外国税額控除額との間に過不足額について、対象事業年度（いわゆる進行事業年度）の法人税の額に加算又は法人税の額から控除することにより調整される場合は、基準に該当しても報告不要とする。
提出書類	外国税額控除に係る調査状況（別紙10）
提出期限	副本発送月の末日
提出方法	調査部共通¥001_検討中フォルダ¥R06 事務年度¥000_各種提出用¥04_外国税額控除に係る処理状況の報告（通年）の各部門フォルダへ格納する。

(2) 大口非違事案の報告

報告基準	<p>実地調査を行った法人のうち(i)又は(ii)の基準に該当する場合</p> <p>(i) 1事業年度において「当期に控除できる金額」の否認(認容)額が1,000万円以上の事案(処理により所得金額又は法人税額が異動したことに伴い、増減したものを除く)</p> <p>(ii) 1事業年度において「当期の控除対象外国法人税額」の否認(認容)額が1,000万円以上の事案</p> <p>(注) 通算法人の場合、当初申告における外国税額控除額と再計算後の外国税額控除額との間に過不足額について、対象事業年度(いわゆる進行事業年度)の法人税の額に加算又は法人税の額から控除することにより調整される場合は、基準に該当しても報告不要とする。</p>
提出書類	<p>① 調査経過書その1(是否認事項整理表)</p> <p>② 調査事項整理表(兼 課税要件確認表)</p> <p>③ 調査経過書その1(是否認事項整理表)(次葉)</p> <p>④ 外国税額控除に係る大口非違事案の概要及び同付表(別紙11)(①～③の提出に代える場合)</p>
提出期限	副本発送月の末日
提出方法	調査部共通¥001_検討中フォルダ¥R06 事務年度¥000_各種提出用¥04_外国税額控除に係る大口非違事案の報告(通年)の各部門フォルダへ格納する。

8 外国子会社合算税制に係る調査事案の報告

報告基準	<p>実地調査を行った法人のうち外国子会社合算税制に係る増差所得1,000万円以上又は不正所得100万円以上(いずれも外国関係会社1社での金額)</p>
提出書類	<p>① 調査経過書その1(是否認事項整理表)</p> <p>② 調査事項整理表(兼 課税要件確認表)</p> <p>③ 調査経過書その1(是否認事項整理表)(次葉)</p>
提出期限	副本発送月の末日
提出方法	調査部共通¥001_検討中フォルダ¥R06 事務年度¥000_各種提出用¥04_外国子会社合算税制に係る調査事案の報告(通年)の各部門フォルダへ格納する。

9 外国公務員に対する贈賄事件の報告

国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約(OECD 外国公務員贈賄防止条約)の適切な執行に資するため、調査担当部門は、外国

公務員に対する贈賄又は贈賄が疑われる事案（実地調査に限らず申告審理等で把握した事案も含む。）については、処理のいかんにかかわらず、調査課事務提要第5章第6節7(2)ロに定める資料を作成の上、速やかに、国際調査課又は調査総括課を経由して国際調査管理課に提出する。

10 「国際取引連絡せん」の作成について

(1) 作成要領

イ 作成対象取引等

統括官等は、実地調査等において、次に掲げる取引等を把握した場合には、国際取引連絡せん（別紙12、以下「連絡せん」という。）を作成する。

(イ)

(ロ)

(ハ)

(ニ)

(ホ)

(ヘ)

(ト)

(チ)

(リ)

(ヌ)

(ル)

(ヲ)

(ワ)

(カ)

(キ)

ロ 作成を要しない情報等

作成対象取引等のうち、例えば次に掲げる情報等については、活用効果の観点から連絡せんの作成を要しないこととする。

(イ)

- (ロ) [Redacted]
- (ハ) [Redacted]
- (ニ) [Redacted]
- (ホ) [Redacted]

ハ 作成に当たり留意すべき事項等

統括官等は、連絡せんの活用効果を高めるため、連絡せんの作成に当たっては次の事項に留意する。

- (イ) [Redacted]
- (ロ) [Redacted]
- (ハ) [Redacted]

二 作成部数等

統括官等は、連絡せんを4部（正本1部・写し3部）作成するとともに、連絡せんの作成実績及び内容を記載した「資料の収集実績表（兼入力表）」を作成する。

(2) 処理要領（別添「フロー図」参照）

イ 作成部門の事務

統括官等は、上記10(1)ニにより作成した連絡せん（正本1部・写し3部）のうち、写し3部及び「資料の収集実績表（兼入力表）」の写しを広域情報管理課（資料情報係）へ提出し、正本を税歴簿に編てつする。

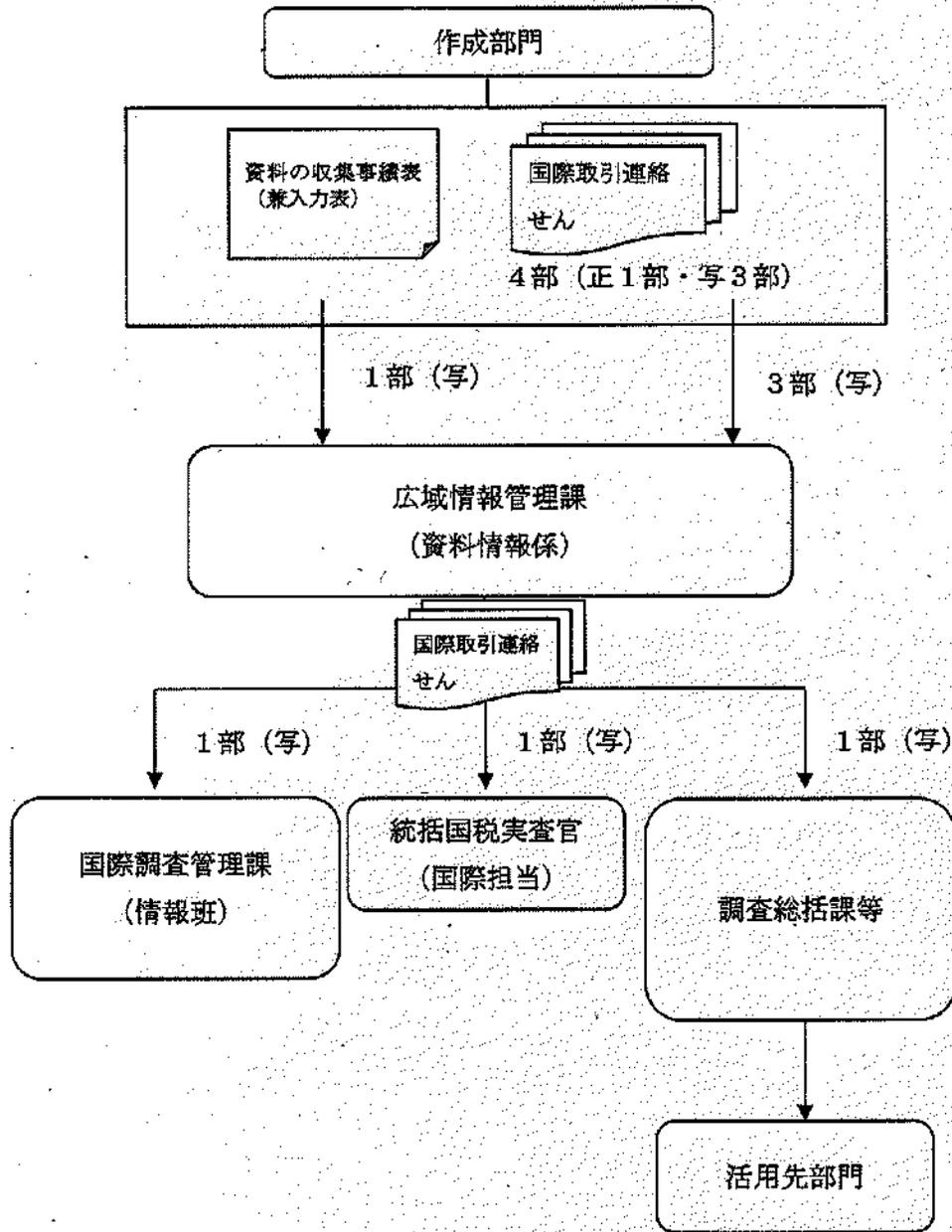
ロ 広域情報管理課の事務

広域情報管理課（資料情報係）は、統括官等から提出を受けた連絡せん（写し3部）を速やかに国際調査管理課（情報班）、統括国税実査官（国際担当）に回付するとともに、調査総括課等を経由して活用先部門に交付する。

統括国税実査官（国際担当）から課税部等で作成された連絡せんの交付を受けた場合には、速やかに関係各課、所掌部門等に回付するとともに、その写しを速やかに国際調査管理課（情報班）に回付する。

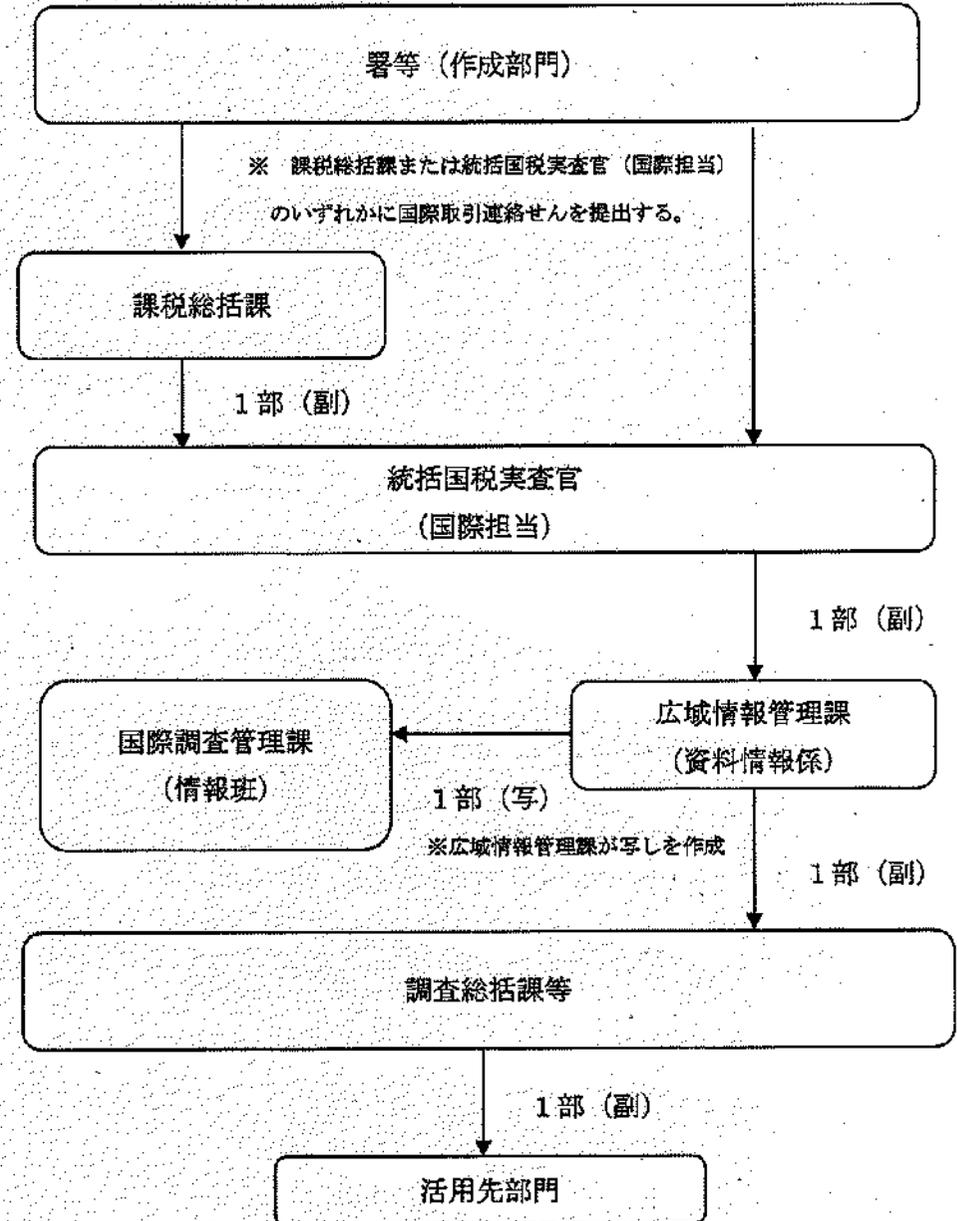
また、広域情報管理課（資料情報係）は、活用先部門から「資料情報活用実績回報書」の提出を受けた場合には、その写しを速やかに国際調査管理課（情報班）に回付する。

《調査部各部門で作成した国際取引連絡せんの回付の流れ》

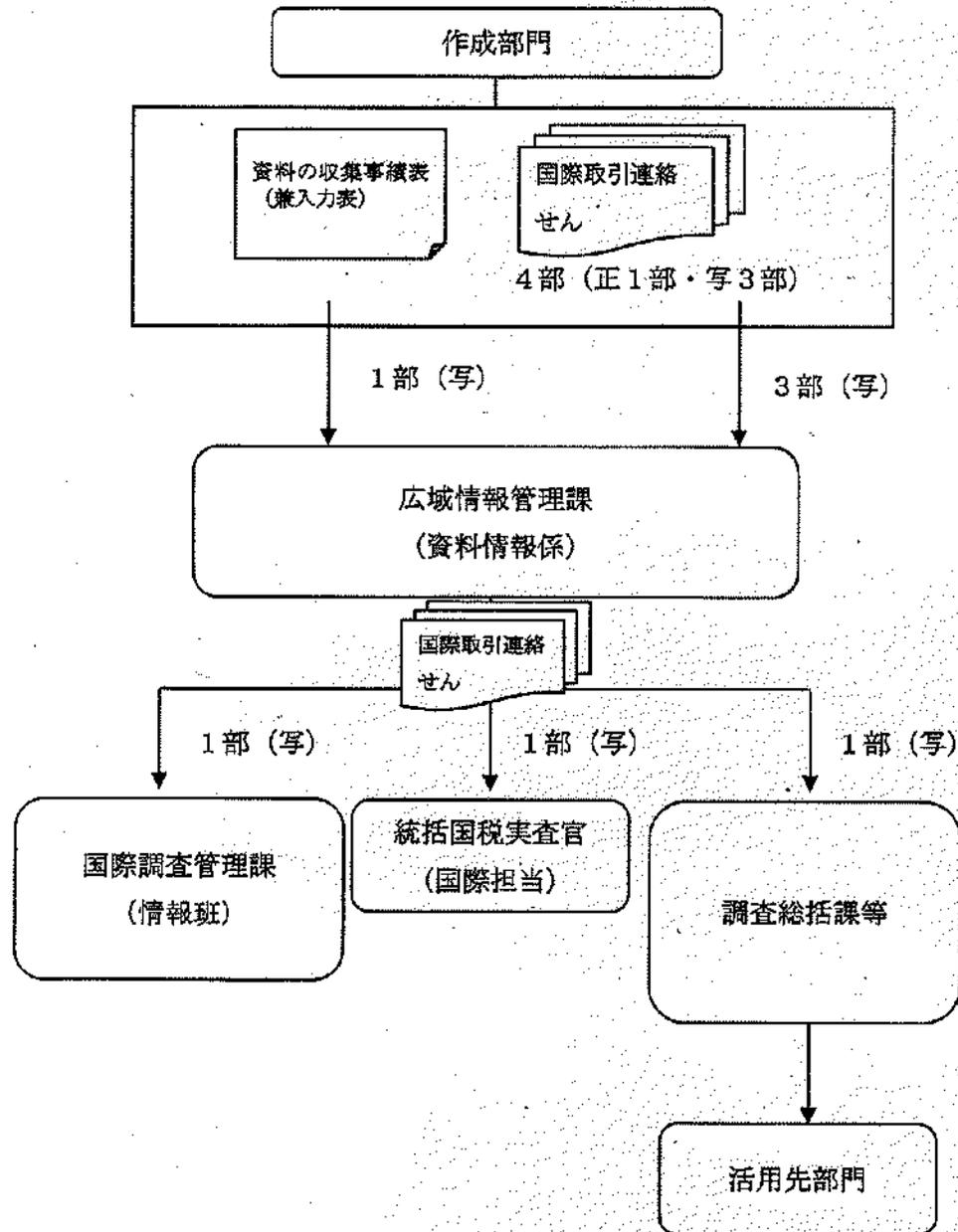


《統括国税実査官 (国際担当) から

調査部各部門に国際取引連絡せんが回付される場合の流れ》

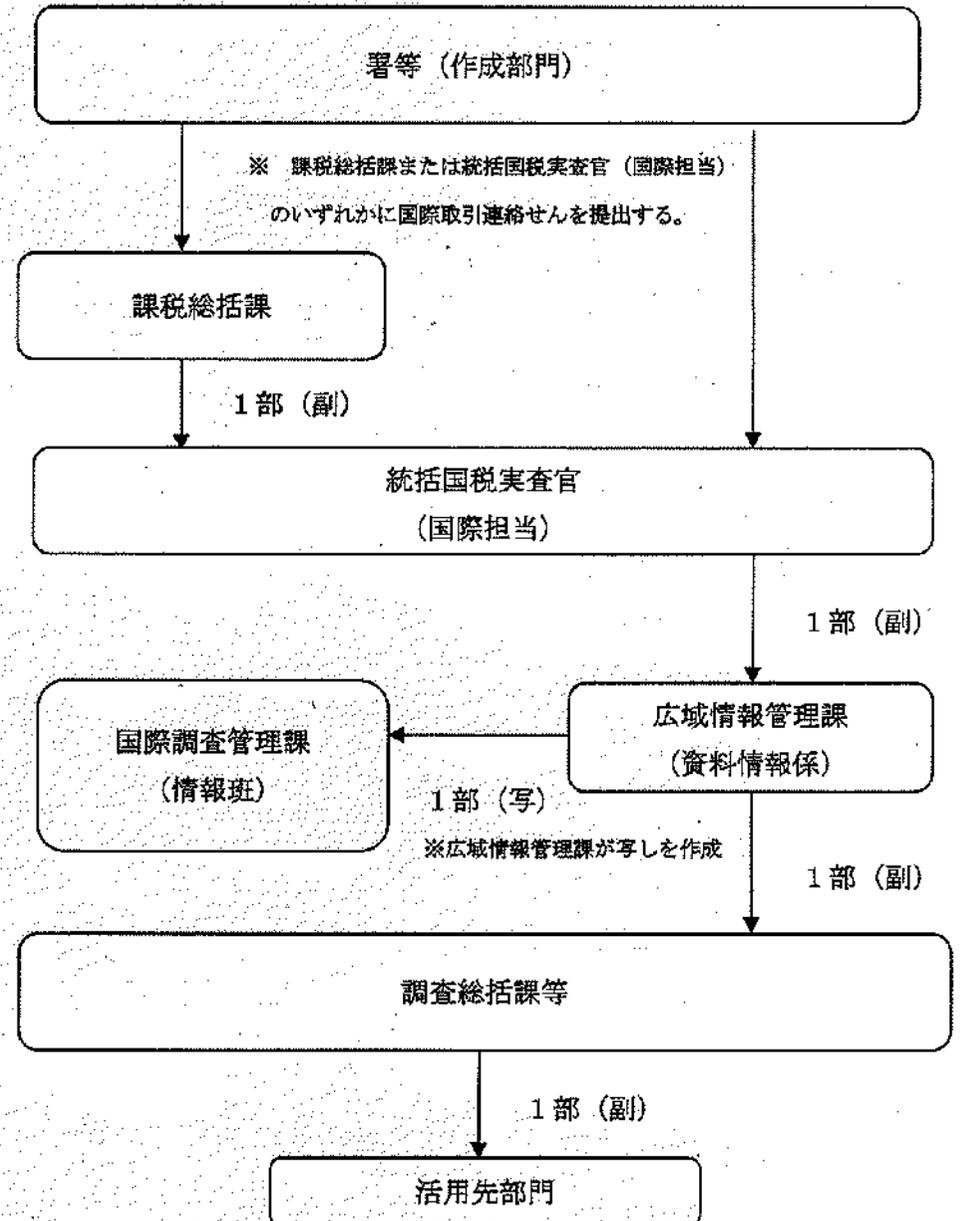


《調査部各部門で作成した国際取引連絡せんの回付の流れ》



《統括国税実査官 (国際担当) から

調査部各部門に国際取引連絡せんが回付される場合の流れ》



令和6事務年度 国際調査部門等調査予定法人名簿(案)

令和●年●月●日現在

No.	調査部門	調査対象	調査法人番号	法人名	調査種別	調査時期	調査内容	調査方法	調査結果	調査実施状況	調査実施時期	国際調査部門等記入欄					調査結果		備考
												調査実施時期	調査実施内容	調査実施結果	調査実施状況	調査実施時期	調査実施内容	調査実施結果	
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			

国際調査部門「A」欄から「調査対象」までを記載し、調査対象種別を基として一般調査対象部門等に通知する。
 一般調査対象部門「A」欄から「調査対象」までを記載し、調査対象種別を基として一般調査対象部門等に通知するが、国際調査部門の記載に誤りがある場合、本表記載のみならず正しい記載に移す。

国際調査部門等調査着手等連絡せん

調査法人	所掌部門(班)	調査第 部 調査第 部門
	(法人番号) 法人名	() (単体・通(連)親・通(連)子)
通算(連結)法人	所掌部門(班)	調査第 部 調査第 部門
	(法人番号) 法人名	() ※ 対象法人が通算(連結)子法人の場合に記載。
情報収集先	所掌部門(班)	調査第 部 調査第 部門
	(法人番号) 法人名	()
調査担当者		部門 (内線)
連絡の種類 (該当番号に○)		① 調査の着手(移転価格調査の有無 有・無) 2 調査対象事業年度の追加 3 移転価格に係る情報収集 4 調査の翌事務年度への繰越し 5 調査の終了
連絡事由の発生日		令和 年 月 日
調査予定期間		令和 年 月 ~ 令和 年 月
調査対象事業年度 (追加事業年度)		年 月期 ~ 年 月期
調査区分の同意 (該当項目に○)		あり・なし・ ※ありの場合は同意書の写しを添付すること
備考		

※ 連絡事由の発生日は次のとおり。「連絡の種類」1…調査着手日、2…追加事業年度の着手宣言日、3…情報収集先臨場等の日、4…繰越し決定の日(幹部説明日等)、5…調査結果説明の日

※ 着手等の内容が調査部所管法人に対して実施する情報収集(連絡の種類「3」)の場合のみ「情報収集先」欄の記載を行うと共に、備考欄に概要(臨場・書面照会の別、任意・同業者調査の別)を簡記する。

※ 連絡せんについては、以下のとおり所掌部門へ回付する。

- (1) 調査担当者は、連絡せん(DocuWorks文書)を国際調査課(管理企画担当)が別途指定するフォルダに格納し、その旨を管理企画担当へ連絡する。
- (2) 国際調査課(管理企画担当)は、連絡せんに記載された調査法人所掌する部の調査総括課管理企画係、筆頭国際税務専門官へメールで送付する。
- (3) 各部調査総括課管理企画係は、所掌部門へ連絡せんを回付する。

※ 調査法人が通算(連結)子法人で、通算(連結)親法人の所掌部門が異なる場合には、通算(連結)親法人を所掌する部の調査総括課管理企画係にも送付し、調査総括課管理企画係は所掌部門へ回付する。

※ 国際調査課(管理企画担当)は、連絡せんを各部調査総括課管理企画係へ送付する際に、送付時点の情報に更新した「国際調査部門等調査予定法人名簿」もあわせて回付する。

東京国税局長 殿

法人税の調査の区分に係る同意書

当社は、国税通則法第7章の2（国税の調査）等関係通達（法令解釈通達）4-1（4）（別添参照）における「同一課税期間の各事業年度の所得に対する法人税の調査について、移転価格調査とそれ以外の部分の調査に区分する場合」について、下記のとおり調査を区分することに同意します。

記

1 区分の対象となる事業年度

平成・令和 年 月期から平成・令和 年 月期まで

2 区分の対象となる移転価格調査とそれ以外の部分の調査

区分の対象となる「移転価格調査」は租税特別措置法第66条の4又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前（以下「令和2年改正前」という。）の租税特別措置法第68条の88の適用を目的とする調査とし、「それ以外の部分」の調査は同条以外の適用を目的とする調査とする。

ただし、「移転価格調査」には租税特別措置法第66条の4第3項（別添の「租税特別措置法第66条の4第3項」参照）又は令和2年改正前の租税特別措置法第68条の88第3項（別添の「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第68条の88第3項」参照）の適用を目的とする調査を含まないものとし、同調査は「それ以外の部分の調査」に含むものとする。

年 月 日

法人名

納税地

代表者氏名

(別添)

参考条文等の抜粋

○ 租税特別措置法第66条の4第3項(寄附金)

3 法人が各事業年度において支出した寄附金の額(法人税法第三十七条第七項に規定する寄附金の額をいう。以下この項及び次項において同じ。)のうち当該法人に係る国外関連者に対するもの(恒久的施設を有する外国法人である国外関連者に対する寄附金の額で当該国外関連者の各事業年度の同法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上益金の額に算入されるものを除く。)は、当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。この場合において、当該法人に対する同法第三十七条の規定の適用については、同条第一項中「次項」とあるのは、「次項又は租税特別措置法第六十六条の四第三項(国外関連者との取引に係る課税の特例)」とする。

○ 所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法第68条の88第3項(寄附金)

3 連結法人が各連結事業年度において支出した寄附金の額(法人税法第八十一条の六第六項において準用する同法第三十七条第七項に規定する寄附金の額をいう。以下この項及び次項において同じ。)のうち当該連結法人に係る国外関連者に対するもの(恒久的施設を有する外国法人である国外関連者に対する寄附金の額で当該国外関連者の各事業年度の同法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上益金の額に算入されるものを除く。)は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。この場合において、当該連結法人に対する同法第八十一条の六の規定の適用については、同条第一項中「次項」とあるのは、「次項又は租税特別措置法第六十八条の八十八第三項(連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例)」とする。

○ 国税通則法第7章の2(国税の調査)等関係通達(法令解釈通達)4-1

4-1 一の調査

(1) 調査は、納税義務者について税目と課税期間によって特定される納税義務に関してなされるものであるから、別段の定めがある場合を除き、当該納税義務に係る調査を一の調査として法第74条の9から法第74条の11までの各条の規定が適用されることに留意する。

(2)、(3) 省略

(4) 同一課税期間の各事業年度の所得に対する法人税の調査について、移転価格調査とそれ以外の部分の調査に区分する場合において、納税義務者の事前の同意があるときは、納税義務者の負担軽減の観点から、一の納税義務に関してなされる一の調査を複数に区分して、法第74条の9から法第74条の11までの各条の規定を適用することができることに留意する。

(平成23年10月1日以後開始事業年度用)

作成年月日	令和 年 月 日	局	担当部門	担当者名
法人番号 法人名	()	業種	資本金	億円 調査対象 事業年度
国外 関連者名		業種	所在地国	

相互協議申立の見込み	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	不服申立の見込み	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明
------------	---	----------	---

項目	内 容	チェック欄 [記載すべき付表]	
国外関連者の判定	① 二の法人のいずれか一方の法人が、他方の法人の発行済株式等の50%以上の数又は金額を直接又は間接に保有する関係	<input type="checkbox"/> 該当 [付表1] (→④)	<input type="checkbox"/> 非該当 (→②)
	② 二の法人が同一の者によって、それぞれの発行済株式等の50%以上の数又は金額を直接又は間接に保有される関係	<input type="checkbox"/> 該当 [付表2] (→④)	<input type="checkbox"/> 非該当 (→③)
	③ 二の法人のいずれか一方の法人が、他方の法人の事業の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる関係	<input type="checkbox"/> 該当 [付表3] (→④)	<input type="checkbox"/> 非該当
国外関連取引	④ 国外関連取引に係る価格設定の検討	<input type="checkbox"/> 有 [付表4] (→⑤)	<input type="checkbox"/> 無
	⑤ 国外関連取引に係る利益の水準や配分の検討	<input type="checkbox"/> 検討結果を付表に記載 [付表5-1~5-4] (→⑥)	
	⑥ 複数の取引を一の取引として独立企業間価格を算定	<input type="checkbox"/> 該当 [付表6-1] (→⑦)	<input type="checkbox"/> 非該当 [付表6-2] (→⑦)
独立企業間価格の算定	⑦ 独立企業間価格の算定方法の検討	<input type="checkbox"/> 寄与度利益分割法以外 [付表7] (→⑧) <input type="checkbox"/> 寄与度利益分割法 [付表7] (→⑩)	
	⑧ 比較対象取引の選定過程の検討 (残余利益分割法の基本的利益の計算に用いる比較対象取引を含む (以下⑨⑩に同じ))	<input type="checkbox"/> 内部比較対象取引を選定 [付表8] <input type="checkbox"/> 外部比較対象取引を選定 [付表9] (いずれも→⑨)	
	⑨ 比較対象取引の諸要素の類似性の検討	<input type="checkbox"/> 検討結果を付表に記載 [付表10] (→⑩)	
	⑩ 差異調整の要否の検討	<input type="checkbox"/> 検討結果を付表に記載 [付表11] (→⑫)	
	⑪ 分割要因の検討	<input type="checkbox"/> 残余利益分割法以外の利益分割法を適用 [付表12-1] (→⑫) <input type="checkbox"/> 残余利益分割法を適用 [付表12-1・12-2] (→⑧)	
結論	⑫ 調査法人が国外関連者から支払を受ける対価の額が独立企業間価格に満たない(A)、又は、調査法人が国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格を超える(B)	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> 非該当

【単体法人用】

移転価格審理事項検討表 付表

(平成 23 年 10 月 1 日以後開始事業年度用)

法人名	国外関連者名
-----	--------

1 株式等の保有状況 (親子関係)(措令 39 の 12①一) (※)

資本関係	<input type="checkbox"/> 調査法人 → 国外関連者 <input type="checkbox"/> 調査法人 ← 国外関連者
保有割合	% (直接 %、間接 %)
間接保有の状況	
他の主な株主等	

2 株式等の保有状況 (兄弟関係)(措令 39 の 12①二) (※)

同一の者 (株式等の保有者)	(所在地国:)	
調査法人	被保有割合	% (直接 %、間接 %)
	間接保有の状況	
	他の主な株主等	
国外関連者	被保有割合	% (直接 %、間接 %)
	間接保有の状況	
	他の主な株主等	

3 実質支配関係 (事業方針を実質的に決定できる関係) (※)

特定事実の状況 (措令 39 の 12①三、措通 66 の 4(1)-3)

(措令第 39 条の 12 第 1 項第 3 号 該当)

資本関係及び特定事実の組合せの状況 (措令 39 の 12①四、五、④)

(措令第 39 条の 12 第 1 項第 号 該当)

※ 複数の事業年度が対象の場合で、資本関係が異なるときには、その異同が明らかになるように記載

○ 国外関連者の恒久的施設 有 (法人税法 2 条 12 の 19) 無

4 国外関連取引に係る価格設定の検討 (指針 3-1、3-2)

No.	取引内容	価格・設定方法	潜在的な 比較対象取引の価格	問題点等
1				

※ 国外関連取引のうち無形資産使用許諾取引に該当するものがある場合

No.	無形資産の内容	使用許諾の状況	収益との関係性
1			

- 国外関連者が国内に恒久的施設を有する場合、当該恒久的施設の課税標準となる国内源泉所得に係る取引ではない (措法 66 の 4①、措令 39 の 12⑤)。

5-1 国外関連取引に係る利益水準の検討 (指針 3-1、3-2)

(1) 調査法人及び国外関連者の利益の状況

区分	事業年度	指標	数値	数値の根拠
調査法人		() 利益率	%	
国外関連者			%	

(2) 内部比較対象 (法人と非関連者との間の取引) の利益率

検証対象法人	事業年度	非関連者との取引内容	指標	利益率
				%

(3) 外部比較対象 (同業他社) の利益率

検証対象法人	事業年度	事業内容	指標	利益率
				%

5-2 国外関連取引に係る利益配分 (指針 3-1(3))

区分	調査法人	国外関連者
利益配分	%	%
機能及び リスク		

○ 同業者の同様の取引 (又は同種の事業) における利益配分状況

区分	日本国内 (同業者名:)	日本国外 (国名:)
利益配分	%	%
同様の取引 (又は同種の 事業) の内容		

5-3 複数年度における利益水準等の状況(指針 3-2(2))

--

5-4 5-1から5-3までの状況に関する分析及び評価

--

6-1 複数の取引を一の取引として算定(措通 66 の 4(4)-1)

一の取引とする 複数の取引の範囲	
一の取引とする理由	

6-2 個別取引ごとの算定

No.	取引	取引の属する製品グループ、事業セグメント等	同一製品グループ等に属する他の国外関連取引の有無	左欄が「有」の場合、一体として扱べきかの検討内容
1			<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	
2			<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	

7 独立企業間価格の算定方法の検討(措通 66 の 4(2)-1、指針 3-1 ほか)

(適用する理由又は適用できない理由を以下に記載)

適用する独立 企業間価格算 定方法	法 (措法第 66 条の 4 第 2 項第 号、措令第 39 条の 12 第 8 項第 号該当)
-------------------------	---

算定方法	適用可能性の有無及びその理由	
独立価格比準法	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
再販売価格基準法	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
原価基準法	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
利益分割法	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
取引単位営業利益法	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

8 内部比較対象取引

取引の内容	
把握方法及び当該取引を比較対象取引にできる(できない)理由	

9 外部比較対象取引

抽出の基となる母集団	
比較対象の把握方法※	
情報収集の有無 (措法 66 の 4⑩、⑪) ※平成 29 年 4 月 1 日より前に開始する事業年度については、旧措法同条 8 項	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
事業内容の具体的検討の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※ スクリーニングを行った場合は、スクリーニング方法の的確性の疎明資料を添付する。

10 比較対象取引の類似性 (措通 66 の 4(3)-3)

検討要素		検討結果	
項目	適否	理由・具体的異同	
(1) 棚卸資産の種類、 役務の内容等			
(2) 売手又は買手の果たす機能等			
(3) 契約条件			
(4) 市場の状況等			
(5) 売手又は買手の事業戦略等			

11 差異調整(措法 66 の 4②一イ、措令 39 の 12⑥⑦⑧、措通 66 の 4(3)-1 ほか)

差異の内容	調整の要否及びその理由		調整方法
	<input type="checkbox"/> 有		
	<input type="checkbox"/> 無		
	<input type="checkbox"/> 有		
	<input type="checkbox"/> 無		

12-1 利益分割法に係る分割要因 (措令 39 の 12⑧一、措通 66 の 4(5)-2)

区分	分割要因	分割要因の検討(合理的である理由)
調査法人		
国外関連者		

12-2 残余利益分割法に係る独自の機能 (措通 66 の 4(5)-4)

区分	独自の機能 (無形資産等)	国外関連取引に係る収益状況及びその分析(独自の機能の超過収益への貢献を含む。)
調査法人		
国外関連者		

13-1 措法第 66 条の 4 第 8 項又は第 11 項の規定を適用する場合における調査法人による帳簿書類の提示又は提出の状況 (同時文書化対象取引以外については、同条第 9 項又は第 12 項)

※平成 29 年 4 月 1 日より前に開始する事業年度については、旧措法同条第 8 項又は第 8 項

帳簿書類の種類	提示又は提出の状況

(注)「帳簿書類の種類」欄は、事務運営指針 3-4 に掲げる書類等の区分に準じて記載すること。

13-2 措法第 66 条の 4 第 8 項(又は第 9 項)の規定の適用の適否及びその理由

※平成 29 年 4 月 1 日より前に開始する事業年度については、旧措法同条第 6 項

--

13-3 措法第 66 条の 4 第 11 項(又は第 12 項)の規定による質問検査の状況

※平成 29 年 4 月 1 日より前に開始する事業年度については、旧措法同条第 8 項

対象法人	(納税地： _____、所管： _____ 局)
類似取引の概要	
比較可能性の検討	

(平成23年10月1日以後開始事業年度用)

作成年月日	令和 年 月 日	局	担当部門	担当者
(法人番号) 法人名	()	業種	資本金	億円 調査対象 事業年度
国 外 関連者名		業種	所在地国	

相互協議申立の見込み	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	不服申立の見込み	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明
------------	---	----------	---

項目	内 容	チェック欄 [記載すべき付表]	
国外関連者の判定	① 二の法人のいずれか一方の法人が、他方の法人の発行済株式等の50%以上の数又は金額を直接又は間接に保有する関係	<input type="checkbox"/> 該当 [付表1] (→④)	<input type="checkbox"/> 非該当 (→②)
	② 二の法人が同一の者によって、それぞれの発行済株式等の50%以上の数又は金額を直接又は間接に保有される関係	<input type="checkbox"/> 該当 [付表2] (→④)	<input type="checkbox"/> 非該当 (→③)
	③ 二の法人のいずれか一方の法人が、他方の法人の事業の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる関係	<input type="checkbox"/> 該当 [付表3] (→④)	<input type="checkbox"/> 非該当
国外関連取引	④ 国外関連取引に係る価格設定の検討	<input type="checkbox"/> 有 [付表4] (→⑤)	<input type="checkbox"/> 無
	⑤ 国外関連取引に係る利益の水準や配分の検討	<input type="checkbox"/> 検討結果を付表に記載 [付表5-1~5-4] (→⑥)	
	⑥ 複数の取引を一の取引として独立企業間価格を算定	<input type="checkbox"/> 該当 [付表6-1] (→⑦)	<input type="checkbox"/> 非該当 [付表6-2] (→⑦)
独立企業間価格の算定	⑦ 独立企業間価格の算定方法の検討	<input type="checkbox"/> 寄与度利益分割法以外 [付表7] (→⑧) <input type="checkbox"/> 寄与度利益分割法 [付表7] (→⑩)	
	⑧ 比較対象取引の選定過程の検討(残余利益分割法の基本的利益の計算に用いる比較対象取引を含む(以下⑨⑩に同じ))	<input type="checkbox"/> 内部比較対象取引を選定 [付表8] <input type="checkbox"/> 外部比較対象取引を選定 [付表9] (いずれも→⑨)	
	⑨ 比較対象取引の諸要素の類似性の検討	<input type="checkbox"/> 検討結果を付表に記載 [付表10] (→⑩)	
	⑩ 差異調整の要否の検討	<input type="checkbox"/> 検討結果を付表に記載 [付表11] (→⑫)	
	⑪ 分割要因の検討	<input type="checkbox"/> 残余利益分割法以外の利益分割法を適用 [付表12-1] (→⑫) <input type="checkbox"/> 残余利益分割法を適用 [付表12-1・12-2] (→⑧)	
結 論	⑫ 調査法人が国外関連者から支払を受ける対価の額が独立企業間価格に満たない(A)、又は、調査法人が国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格を超える(B)	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> 非該当

【通算(連結)法人用】

移転価格審理事項検討表 付表

(平成 23 年 10 月 1 日以後開始事業年度用)

法人名		国外関連者名	
-----	--	--------	--

1 株式等の保有状況 (親子関係)(措令 39 の 112①一) (※)

資本関係	<input type="checkbox"/> 調査法人 → 国外関連者 <input type="checkbox"/> 調査法人 ← 国外関連者		
保有割合	% (直接 %, 間接 %)		
間接保有の状況			
他の主な株主等			

2 株式等の保有状況 (兄弟関係)(措令 39 の 112①二) (※)

同一の者 (株式等の保有者)		(所在地国:)
調査法人	被保有割合	% (直接 %, 間接 %)
	間接保有の状況	
	他の主な株主等	
国外関連者	被保有割合	% (直接 %, 間接 %)
	間接保有の状況	
	他の主な株主等	

3 実質支配関係 (事業方針を実質的に決定できる関係) (※)

特定事実の状況 (措令 39 の 112①三、措通 68 の 88(1)-3)

(措令第 39 条の 112 第 1 項第 3 号 該当)

資本関係及び特定事実の組合せの状況 (措令 39 の 112①四、五、④)

(措令第 39 条の 112 第 1 項第 号 該当)

※ 複数の事業年度が対象の場合で、資本関係が異なるときには、その異同が明らかになるように記載

○ 国外関連者の恒久的施設 有 (法人税法 2 条 12 の 19) 無

4 国外関連取引に係る価格設定の検討 (指針 3-1、3-2)

No.	取引内容	価格・設定方法	潜在的な 比較対象取引の価格	問題点等
1				

※ 国外関連取引のうちに無形資産使用許諾取引に該当するものがある場合

No.	無形資産の内容	使用許諾の状況	収益との関係性
1			

- 国外関連者が国内に恒久的施設を有する場合、当該恒久的施設の課税標準となる国内源泉所得に係る取引ではない (措法 68 の 88①、措令 39 の 12⑤)。

5-1 国外関連取引に係る利益水準の検討 (指針 3-1、3-2)

(1) 調査法人及び国外関連者の利益の状況

区分	事業年度	指標	数値	数値の根拠
調査法人		() 利益率	%	
国外関連者			%	

(2) 内部比較対象(法人と非関連者との間の取引)の利益率

検証対象法人	事業年度	非関連者との取引内容	指標	利益率
				%

(3) 外部比較対象(同業他社)の利益率

検証対象法人	事業年度	事業内容	指標	利益率
				%

5-2 国外関連取引に係る利益配分(指針 3-1(3))

区分	調査法人	国外関連者
利益配分	%	%
機能及び リスク		

○ 同業者の同様の取引 (又は同種の事業) における利益配分状況

区分	日本国内 (同業者名:)	日本国外 (国名:)
利益配分	%	%
同様の取引 (又は同種の 事業) の内容		

5-3 複数年度における利益水準等の状況(指針 3-2(2))

--

5-4 5-1から5-3までの状況に関する分析及び評価

--

6-1 複数の取引を一の取引として算定(措通 68 の 88(4)-1)

一の取引とする 複数の取引の範囲	
一の取引とする理由	

6-2 個別取引ごとの算定

No.	取引	取引の属する製品グループ、事業セグメント等	同一製品グループ等に属する他の国外関連取引の有無	左欄が「有」の場合、一体として扱ふべきかの検討内容
1			<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	
2			<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	

7 独立企業間価格の算定方法の検討(措通 68 の 88(2)-1、指針 3-1 ほか)

(適用する理由又は適用できない理由を以下に記載)

適用する独立 企業間価格算 定方法	法 (措法第 68 条の 88 第 2 項第 号、措令第 39 条の 112 第 7 項第 号該当)
-------------------------	---

算定方法	適用可能性の有無及びその理由	
独立価格比準法	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
再販売価格基準法	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
原価基準法	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
利益分割法	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
取引単位営業利益法	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

8 内部比較対象取引

取引の内容	
把握方法及び当該取引を比較対象取引にできる(できない)理由	

9 外部比較対象取引

抽出の基となる母集団	
比較対象の把握方法※	
情報収集の有無 (措法 68 の 88①、②) ※平成 29 年 4 月 1 日より前に開始する事業年度については、旧措法同条 8 項	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
事業内容の具体的検討の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※ スクリーニングを行った場合は、スクリーニング方法の的確性の確明資料を添付する。

10 比較対象取引の類似性 (措通 68 の 88(3)-3)

検討要素		検討結果	
項目	適否	理由・具体的異同	
(1) 棚卸資産の種類、 役務の内容等			
(2) 売手又は買手の果たす機能等			
(3) 契約条件			
(4) 市場の状況等			
(5) 売手又は買手の事業戦略等			

11 差異調整(措法 68 の 88②一イ、措令 39 の 112⑤⑥⑦、措通 68 の 88(3)-1 ほか)

差異の内容	調整の要否及びその理由	調整方法
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

12-1 利益分割法に係る分割要因（措令 39 の 112⑦一、措通 68 の 88(5)-2）

区分	分割要因	分割要因の検討(合理的である理由)
調査法人		
国外関連者		

12-2 残余利益分割法に係る独自の機能（措通 68 の 88(5)-4）

区分	独自の機能 (無形資産等)	国外関連取引に係る収益状況及びその分析(独自の機能の超過収益への貢献を含む。)
調査法人		
国外関連者		

13-1 措法第 68 条の 88 第 8 項又は第 11 項の規定を適用する場合における調査法人による帳簿書類の提示又は提出の状況（同時文書化対象取引以外については、同条第 9 項又は第 12 項）

※平成 29 年 4 月 1 日より前に開始する事業年度については、旧措法同条第 6 項又は第 8 項

帳簿書類の種類	提示又は提出の状況

(注)「帳簿書類の種類」欄は、事務運営指針 3-4 に掲げる書類等の区分に準じて記載すること。

13-2 措法第 68 条の 88 第 8 項(又は第 9 項)の規定の適用の適否及びその理由

※平成 29 年 4 月 1 日より前に開始する事業年度については、旧措法同条第 6 項

--

13-3 措法第 68 条の 88 第 11 項(又は第 12 項)の規定による質問検査の状況

※平成 29 年 4 月 1 日より前に開始する事業年度については、旧措法同条第 8 項

対象法人	(納税地： 、所管： 局)
類似取引の概要	
比較可能性の検討	

論点整理表

論点	調査法人の主張及び根拠	局の主張及び根拠	調査課整理欄
1 国外関連者への該当の有無			
2 国外関連取引			
3 取引価格の独立企業間価格からの乖離の可能性			
4 ALP 算定単位の妥当性			
5 ALP 算定手法の妥当性			
6 比較対象を行う法人の選定の妥当性			
7 差異調整等			

決 裁	国際調査課長	国際調査課課長補佐	国際税務専門官	特官・統括官	総括主査	担当者

起案日付 令和 年 月 日
 決裁日付 令和 年 月 日

推定規定・同業者に対する質問検査規定の適用要件充足チェックシート

(単体法人・平成 29 年 4 月 1 日以後開始事業年度用)

担当部門		担当者	
------	--	-----	--

1 調査法人名

法人名	()
-----	-----

2 指定する日までに提出しなかった独立企業間価格算定に必要又は重要と認められる書類
 (措法 66 の 4⑥⑧⑨⑪⑫ (R2.4.1 以後開始事業年度は⑥⑫⑭⑰⑱)、措規 22 の 10①⑤⑥ (H30.4.1 以後開始事業年度は②⑥⑦)、R2.4.1 以後開始事業年度は⑥⑪⑫)、事務運営指針 3-4)

書類名	該当条項 (措規 22 の 10)	指定 する日	調査法人 提出日※	提出された書類を 不十分とする理由
	○項○号○			

※「調査法人提出日」は、提出内容が不適當であった場合に記載する。

3 推定規定・同業者に対する質問検査規定の適用に係る検討 (事務運営指針 3-5)

	検討項目	判断に至る過程及び理由	適用の 適否
①	移転価格文書の提示又は提出を求める場合には、「期日までに移転価格文書の提示又は提出がないときは、措置法第 66 条の 4 第 8 項及び第 11 項又は同条第 9 項及び第 12 項 (令和 2 年 4 月 1 日以後開始事業年度は措法第 66 条の 4 第 12 項及び第 17 項又は同条第 14 項及び第 18 項) の適用要件を満たす」旨を説明したか。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
②	上記①の説明を行った事実及びその後の法人からの提示又は提出の状況を記録しているか。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

	検 討 項 目	判断に至る過程及び理由	適用の 適否
③	ローカルファイルについては 45 日を超えない範囲内において、また、同時文書化対象国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類及び同時文書化免除国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類については 60 日を超えない範囲内において期日を指定して提示又は提出を求めているか。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
④	当該期日は、法人の意見を聴取した上で当該提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して指定しているか。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
⑤	法人に対し、移転価格文書の提示又は提出を求める場合、ローカルファイル、同時文書化対象国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類及び同時文書化免除国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類を区分した上で、これらの書類の提示又は提出を求めているか。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
⑥	当該期日までに移転価格文書の提示又は提出がなかったことにつき合理的な理由（災害等）が認められる場合、法人から意見を再聴取し、期日を指定しているか。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
⑦	再聴取して指定した期日までに移転価格文書に該当するものとして提示又は提出された書類があり、当該書類を総合的に検討した結果、独立企業間価格の算定ができるか。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
⑧	提示又は提出された書類が不正確な情報等に基づき作成されたものである場合、正確な情報等に基づき作成した移転価格文書を速やかに提示又は提出するよう求めたか。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

4 検討結果

上記 2 及び 3 の検討の結果、推定規定・同業者に対する質問検査規定を適用することができるか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
--	---

5 主たる情報収集実施予定先

法 人 名	業 種

※ 所定の欄に記載しきれない場合には、適宜、別紙等を用いることとする。

6 要件充足の説明状況

説明項目	説明日	説明の相手方
「移転価格文書が期日までに提示又は提出されなかったため措法第66条の4第8項及び第11項又は第9項及び第12項（令和2年4月1日以後開始事業年度は措法第66条の4第12項及び第17項又は同条第14項及び第18項）の適用要件を満たす」旨を説明したか。		
法人から移転価格文書に該当するものとして提示又は提出された書類を総合的に検討して独立企業間価格の算定ができるかどうかを判断した結果、当該書類に基づき独立企業間価格を算定することができず、かつ、措法第66条の4第8項及び第11項又は第9項及び第12項（令和2年4月1日以後開始事業年度は措法第66条の4第12項及び第17項又は同条第14項及び第18項）の適用がある場合には、その理由を説明したか。		

※ 「6 要件充足の説明状況」は、国際調査課長決裁後、調査法人に対しての説明状況を記載する。

決 裁	国際調査 課 長	国際調査課 課長補佐	国際税務 専 門 官	特官・ 統括官	総括主査	担当者

起案日付 令和 年 月 日
 決裁日付 令和 年 月 日

推定規定・同業者に対する質問検査規定の適用要件充足チェックシート

(単体法人・平成 29 年 3 月 31 日以前開始事業年度用)

担当部門		担当者	
------	--	-----	--

1 調査法人名

法人名	()
-----	-----

2 遅滞なく提示又は提出しなかった独立企業間価格算定に必要と認められる書類

(措法 66 の 4⑥⑧、措規 22 の 10①、事務運営指針 2-4)

書 類 名	該当条項 (措規 22 の 10①)	提 出 依 頼 日	調査法人 提出日※	提出された書類を 不十分とする理由
	第〇号〇			

※「調査法人提出日」は、提出内容が不相当であった場合に記載する。

3 推定規定・同業者に対する質問検査規定の適用に係る検討 (事務運営指針 2-5)

	検 討 項 目	判断に至る過程及び理由	適用の 適否
①	書類の提示又は提出を求める場合には、「当該書類が遅滞なく提示又は提出されないときには、措置法第 66 条の 4 第 6 項又は同条第 8 項の適用要件を満たす。」旨を説明したか。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
②	上記①の説明を行った事実及びその後の法人からの提示又は提出の状況を記録しているか。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
③	書類を遅滞なく提示又は提出したかどうかを判断するに当たっては、提示又は提出の準備に通常要する時間を考慮しているか。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

	検 討 項 目	判断に至る過程及び理由	適用の 適否
④	上記①の提示又は提出を求める場合には、独立企業間価格を算定するために必要と認められる範囲内において、期日を定めて書類の提示又は提出を求めているか。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
⑤	当該期日は、法人の意見を聴取した上で当該書類の提示又は提出の準備に通常要する期間を斟酌して定めているか。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
⑥	当該期日までに提示又は提出ができない場合で、提示又は提出ができなかったことにつき合理的な理由（災害等）がある場合、法人から意見を再聴取し、改めて期日を定めているか。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
⑦	法人が独立企業間価格を算定している場合には、法人が算定に用いた書類に基づき独立企業間価格の算定ができるかどうかを検討し、当該書類以外の書類の提示又は提出を求める必要があるかどうかを検討したか。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
⑧	期日の再設定を繰り返し行った結果、当初の期日から相当の期間が経過し、それ以後の書類の提出が見込まれないか。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
⑨	提示又は提出された書類が不正確な情報等に基づき作成されたものである場合、正確な情報等に基づき作成した書類を速やかに提示又は提出するよう求めたか。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

4 検討結果

上記2及び3の検討の結果、推定規定・同業者に対する質問検査規定を適用することができるか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
--	---

5 主たる情報収集実施予定先

法 人 名	業 種

※ ※所定の欄に記載しきれない場合には、適宜、別紙等を用いることとする。

6 要件充足の説明状況

説明項目	説明日	説明の相手方
「第6項に規定する書類が遅滞なく提示又は提出されなかったため措法第66条の4第6項又は第8項の適用要件を満たす」旨を説明したか。		
法人から第6項に規定する書類に該当するものとして提示又は提出された書類を総合的に検討して独立企業間価格を算定できるかどうかを判断した結果、当該書類によって独立企業間価格を算定できず、かつ、措法第66条の4第6項又は第8項の適用がある場合には、その理由を説明したか。		

※ 「6 要件充足の説明状況」は、国際調査課長決裁後、調査法人に対しての説明状況を記載する。

決 裁	国際調査 課 長	国際調査課 課長 補佐	国際税務 専門 官	特官・ 統括官	総括主査	担当者

起案日付 令和 年 月 日
 決裁日付 令和 年 月 日

推定規定・同業者に対する質問検査規定の適用要件充足チェックシート

(連結法人・平成 29 年 4 月 1 日以後開始事業年度用)

担当部門		担当者	
------	--	-----	--

1 調査法人名

法人名	()
-----	-----

2 指定する日までに提出しなかった独立企業間価格算定に必要又は重要と認められる書類

(措法 68 の 88⑥⑧⑨⑪⑫(R2.4.1 以後開始事業年度は⑥⑫⑭⑰⑱)、措規 22 の 74①⑤⑥(R 2.4.1 以後開始事業年度は⑤⑩⑪)、事務運営指針3-4)

書類名	該当条項 (措規 22 の 74)	指定 する日	調査法人 提出日※	提出された書類を 不十分とする理由
	○項○号○			

※「調査法人提出日」は、提出内容が不適当であった場合に記載する。

3 推定規定・同業者に対する質問検査規定の適用に係る検討 (事務運営指針3-5)

	検討項目	判断に至る過程及び理由	適用の 適否
①	移転価格文書の提示又は提出を求める場合には、「期日までに移転価格文書の提示又は提出がないときは、措置法第 68 条の 88 第 8 項及び第 11 項又は同条第 9 項及び第 12 項 (令和 2 年 4 月 1 日以後開始事業年度は措法第 68 条の 88 第 12 項及び第 17 項又は同条第 14 項及び第 18 項) の適用要件を満たす」旨を説明したか。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
②	上記①の説明を行った事実及びその後の連結法人からの提示又は提出の状況を記録しているか。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

	検 討 項 目	判断に至る過程及び理由	適用の 適否
③	ローカルファイルについては 45 日を超えない範囲内において、また、同時文書化対象国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類及び同時文書化免除国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類については 60 日を超えない範囲内において期日を指定して提示又は提出を求めているか。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
④	当該期日は、連結法人の意見を聴取した上で当該提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して指定しているか。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
⑤	連結法人に対し、移転価格文書の提示又は提出を求める場合、ローカルファイル、同時文書化対象国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類及び同時文書化免除国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類を区分した上で、これらの書類の提示又は提出を求めているか。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
⑥	当該期日までに移転価格文書の提示又は提出がなかったことにつき合理的な理由（災害等）が認められる場合、連結法人から意見を再聴取し、期日を指定しているか。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
⑦	再聴取して指定した期日までに移転価格文書に該当するものとして提示又は提出された書類があり、当該書類を総合的に検討した結果、独立企業間価格の算定ができるか。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
⑧	提示又は提出された書類が不正確な情報等に基づき作成されたものである場合、正確な情報等に基づき作成した移転価格文書を速やかに提示又は提出するよう求めたか。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

4 検討結果

上記2及び3の検討の結果、推定規定・同業者に対する質問検査規定を適用することができるか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
--	---

5 主たる情報収集実施予定先

法 人 名	業 種

※ 所定の欄に記載しきれない場合には、適宜、別紙等を用いることとする。

6 要件充足の説明状況

説明項目	説明日	説明の相手方
<p>「移転価格文書が期日までに提示又は提出されなかったため措法第68条の88第8項及び第11項又は第9項及び第12項（令和2年4月1日以後開始事業年度は措法第68条の88第12項及び第17項又は同条第14項及び第18項）の適用要件を満たす」旨を説明したか。</p>		
<p>連結法人から移転価格文書に該当するものとして提示又は提出された書類を総合的に検討して独立企業間価格の算定ができるかどうかを判断した結果、当該書類に基づき独立企業間価格を算定することができず、かつ、措法第68条の88第8項及び第11項又は第9項及び第12項（令和2年4月1日以後開始事業年度は措法第68条の88第12項及び第17項又は同条第14項及び第18項）の適用がある場合には、その理由を説明したか。</p>		

※ 「6 要件充足の説明状況」は、国際調査課長決裁後、調査法人に対しての説明状況を記載する。

決 裁	国際調査課長	国際調査課課長補佐	国際税務専門官	特官・統括官	総括主査	担当者

起案日付 令和 年 月 日
 決裁日付 令和 年 月 日

推定規定・同業者に対する質問検査規定の適用要件充足チェックシート

(連結法人・平成 29 年 3 月 31 日以前開始事業年度用)

担当部門		担当者	
------	--	-----	--

1 調査法人名

法人名	()
-----	-----

2 遅滞なく提示又は提出しなかった独立企業間価格算定に必要と認められる書類

(措法 68 の 88⑥⑧、措規 22 の 74①、事務運営指針 2-4)

書類名	該当条項 (措規 22 の 74①)	提出 依頼日	調査法人 提出日※	提出された書類を 不十分とする理由
	第〇号〇			

※「調査法人提出日」は、提出内容が不適當であった場合に記載する。

3 推定規定・同業者に対する質問検査規定の適用に係る検討 (事務運営指針 2-5)

	検 討 項 目	判断に至る過程及び理由	適用の 適否
①	書類の提示又は提出を求める場合には、「当該書類が遅滞なく提示又は提出されないときには、措置法第 68 条の 88 第 8 項又は同条第 8 項の適用要件を満たす。」旨を説明したか。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
②	上記①の説明を行った事実及びその後の連結法人からの提示又は提出の状況を記録しているか。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
③	書類が遅滞なく提示又は提出したかどうかを判断するに当たっては、提示又は提出の準備に通常要する時間を考慮しているか。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

	検 討 項 目	判断に至る過程及び理由	適用の 適否
④	上記①の提示又は提出を求める場合には、独立企業間価格を算定するために必要と認められる範囲内において、期日を定めて書類の提示又は提出を求めているか。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
⑤	当該期日は、連結法人の意見を聴取した上で当該書類の提示又は提出の準備に通常要する期間を斟酌して定めているか。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
⑥	当該期日までに提示又は提出ができない場合で、提示又は提出ができなかったことにつき合理的な理由（災害等）がある場合、連結法人から意見を再聴取し、改めて期日を定めているか。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
⑦	連結法人が独立企業間価格を算定している場合には、連結法人が算定に用いた書類に基づき独立企業間価格の算定ができるかどうかを検討し、当該書類以外の書類の提示又は提出を求める必要があるかどうかを検討したか。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
⑧	期日の再設定を繰り返し行った結果、当初の期日から相当の期間が経過し、それ以後の書類の提出が見込まれないか。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
⑨	提示又は提出された書類が不正確な情報等に基づき作成されたものである場合、正確な情報等に基づき作成した書類を速やかに提示又は提出するよう求めたか。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

4 検討結果

上記2及び3の検討の結果、推定規定・同業者に対する質問検査規定を適用することができるか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
--	---

5 主たる情報収集実施予定先

法 人 名	業 種

※ 所定の欄に記載しきれない場合には、適宜、別紙等を用いることとする。

6 要件充足の説明状況

説明項目	説明日	説明の相手方
「第6項に規定する書類が遅滞なく提示又は提出されなかったため措法第68条の88第6項又は第8項の適用要件を満たす」旨を説明したか。		
連結法人から第6項に規定する書類に該当するものとして提示又は提出された書類を総合的に検討して独立企業間価格を算定できるかどうかを判断した結果、当該書類によって独立企業間価格を算定できず、かつ、措法第68条の88第6項又は第8項の適用がある場合には、その理由を説明したか。		

※ 「6 要件充足の説明状況」は、国際調査課長決裁後、調査法人に対しての説明状況を記載する。

令和●年●月●日
 調査第●部調査●部門

移転価格調査事案のポイント
 (株●●●)

1 着手状況・調査段階

着手年月	調査対象	調査区分	調査開始
令和 年 月	年 月期～ 年 月期		

2 調査法人と国外関連者の概要

調査法人、国外関連者の区分及び名称等		設立年	調査法人との関係	調査内容
調査法人		年	—	
国外 関連者	●●●関連者	年		
	●●●関連者	年		

3 調査対象取引（取引図は付表1参照）

	商材	取引の相手
(1)	⇒	
(2)	⇒	
(3)		

4 移転価格上の問題点

項目	問題点の概要

5 調査結果

項目	内容の概要
機能・リスク分析	
取引単位	
国外移転所得等 (詳細は付表2参照)	●●●●関連者 : ●期合計●●●●百万円

6 今後の方針(案)

(以上)

4 移転価格上の問題点

項目	問題点の概要
価格設定	○ 問題点の項目は事案に応じて適宜変更する。各問題点については、2、3行で簡記。
利益水準	○ 調査対象期における中国関連者とインド関連者の売上高営業利益率（OM）が高水準。 ○ 比較対象取引のOMのフルレンジの最大値を上回っている。
利益配分	○ 研究開発・製造機能を果たす調査法人の貢献を考慮すると、利益配分状況に偏り。 (調査法人：中国関連者=56：44 調査法人：インド関連者=37：63)

5 調査結果

項目	調査結果の概要
機能・リスク分析	○ 調査法人は、事業基盤を使用したスペックイン活動を大手日系メーカー等に対して実施。 ○ 中国関連者は、軽微な営業機能のみを有している。 ○ インド関連者は、・・・。
取引単位	○ 各問題点については、2、3行で簡記。
国外移転所得等 (詳細は付表2参照)	○ 中国関連者：5期合計●●●百万円 ○ インド関連者：5期合計●●●百万円 独立企業間価格の算定方法及び事業年度別の内訳等については調査対象取引ごとに付表2に記載する。

6 今後の方針（案）

- 更正処分が行われた場合の調査法人の姿勢（不服申立てを行うか、相互協議の申立てを行うか）は現段階で不明。

相互協議や不服申立て等、TP 課税後に予想される調査法人の動向についても簡記。

(以上)

取引図

国外移転所得金額の算定

独立企業間価格の算定方法		取引単位営業利益法 (TNMM)	移転対象法人					(単位: 百万円)	
			会計年度						
項目			年 月期	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期	平均	合計
売上高	△							平均	
営業利益	□							平均	
移転対象法人の利益水準指標								平均	
対象法人別利益水準									
出資対象取引法人の利益水準指標								平均	
独立企業間価格(平均)営業利益			0	0	0	0	0	平均	0
国外移転所得金額	△		0	0	0	0	0	合計	0

※ 国外移転所得金額の算定にあたっては、事案の性質に応じて損益項目等の記載を変更して差し支えない。

※ 独立企業間価格の算定方法が取引単位営業利益法以外の方法である場合には、適宜の様式にて作成する。

外国税額控除に係る調査状況

別紙10

(単位：百万円)

No	法人名	実種番号	資本金 (億円)	外国 法人 フラグ	所得金額		控除前法人税額(1)		控除税額(源泉所得税)(2)		控除税額(外国法人税)(3)		納付税額(1)-(2)+(3)		控除戻戻額		対象外国法人税額				
					処	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理
					①	②	④	⑤	⑦	⑧	⑩	⑪	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑
1																					
2																					
3																					
4																					
5																					
6																					
7																					
8																					
9																					
10																					
11																					
12																					
13																					
14																					
15																					
16																					
17																					
18																					
19																					
20																					
21																					
22																					
23																					
24																					
25																					
26																					
27																					
28																					
29																					
30																					
31																					
32																					
33																					
合計 全 期分 法人					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

「外国税額控除に係る調査状況」の記載要領

- 1 実地調査の処理を了した事案のうち、控除外国法人税額の否認容の生じた事案（否認容額が百万円未満は除く。）で、かつ、納付法人税額が増加した事案について記載する。
- 2 当該事務年度に同一事業年度を2回以上処理をしたものについては、そのいずれの処理も記載する。
- 3 「外国法人フラグ」の欄は、外国法人である場合には、「1」を記載する。
- 4 「所得金額」欄から「対象外国法人税額」欄までの各欄については、百万円未満の端数を切り捨て、百万円単位で記載するほか、次による。
 - (1) 「控除前法人税額(1)」欄は、「申告書別表一(一)10」欄、「申告書別表一の三6」欄又は「個別帰属額の届出書10」欄の税額を記載する。
 - (2) 「控除税額(外国法人税)(3)」欄は、「申告書別表六(二)20」欄、「申告書別表六の二(二)付表17」欄又は「申告書別表六の三15」欄の税額を記載する。
 - (3) 「控除限度額」欄は、「申告書別表六(二)16」欄、「申告書別表六の二(二)付表13」欄又は「申告書別表六の三11」欄の「法人税の控除限度額」を記載する。
 - (4) 「対象外国法人税額」欄は、「申告書別表六(二の二)21」欄の税額を記載する。

外国税額控除に係る大口非違事案の概要

(年 月処理)
部 部門

法人名	外国法人 の区分	非違発見 の区分	1 机上	控除外国法人 税額の否認・ 認容額 (△)	百万円	対象外国法人 税額の否認・ 認容額 (△)	百万円	
			2 実調					
非違項目	有効であった準備調査の指摘事項 及び資料情報、非違発見の端緒	非 違 の 内 容 及 び 調 査 経 過 (調 査 の 状 況 と 調 査 方 法 等)				今後の調査及び指導に当たっ て参考となる着眼点及び情報 等		

外国税額控除に係る大口非違事案の概要の記載要領

- 1 処理を行った法人のうち、次のいずれかに該当する事案について記載する。
 - ① 1事業年度において「当期に控除できる金額（申告書別表六(二)20欄（連結法人の場合は申告書別表六の二(二)付表17欄、外国法人の場合は申告書別表六の三15欄）の税額）」（様式では「控除外国法人税額」と表示）の非違額が1,000万円以上の事案
 - ② 1事業年度において「当期の控除対象外国法人税額（申告書別表六(二)21欄の税額）」（様式では「対象外国法人税額」と表示）の非違額が1,000万円以上の事案
- 2 「外国法人の区分」の欄には、外国法人に該当する場合には○を記入する。
- 3 「非違発見の区分」欄は、当該非違が実地調査により発見されたものであるか否かによって区分して○印を記入する。
- 4 「控除外国法人税額の否認・認容額」欄と「対象外国法人税額の否認・認容額」欄については、百万円未満の端数を切り捨て、百万円単位で記載する。（複数の期を合算する場合は、合計した金額の百万円未満の端数を切り捨てる。）
- 5 「有効であった準備調査の指摘事項及び資料情報、非違発見の端緒」欄には、非違の発見に直接又は間接に有効であった準備調査の指摘事項及び資料情報の内容、非違発見の端緒を非違項目ごとに記載する。
- 6 「非違の内容及び調査経過（調査の状況と調査方法等）」欄には、非違の内容及び非違発見の端緒から非違金額の把握までの調査経過を記載する。
- 7 「今後の調査及び指導に当たって参考となる着眼点及び情報等」欄には、外国法人税課税国、業種等の観点から外国税額控除の調査及び指導に当たって有効と認められる着眼点及び参考となる情報等を記載する。

(付表)

		令和		事務年度		局(所)										
(採種番号)	法人名 資本金	所得金額		控除前法人税額(1)		控除税額(源泉所得税)(2)		控除税額(外国法人税)(3)		納付税額(1)-(2)+(3)		控除限度額		対象外国法人税額		
		事業年度 ①	処 理 申 告 又 は 直 前 処 理 ②	差 引 金 額 (①-②)③	④	処 理 申 告 又 は 直 前 処 理 ⑤	差 引 金 額 (④-⑤)⑥	⑦	直 前 処 理 ⑧	(⑦-⑧)⑨	⑩	直 前 処 理 ⑪	(⑩-⑪)⑫	⑬	直 前 処 理 ⑭	(⑭-⑮)⑯
〔 〕																
	億円															

(記載要領)

- 1 「控除前法人税額(1)」欄は、「申告書別表一(一)10」欄(連結法人の場合は「個別帰属額の届出書10」、外国法人の場合は「申告書別表一の三B」欄)の税額を記載する。
- 2 「控除税額(外国法人税)(3)」欄は、「申告書別表六(二)20」(連結法人の場合は「申告書別表六の二(二)付表17」、外国法人の場合は「申告書別表六の三15」)欄の税額を記載する。
- 3 「控除限度額」欄は、「申告書別表六(二)16」(連結法人の場合は「申告書別表六の二(二)付表13」、外国法人の場合は「申告書別表六の三11」)欄の法人税の控除限度額を記載する。
- 4 「対象外国法人税額」欄は、「申告書別表六(二)21」欄の税額を記載する。
- 5 百万円未満の端数を切り捨て、百万円単位で記載する。

国際取引連絡せん（調査部用）

令和 年 月 日	
作成部門等	調 -
作成者名	

〔連絡先〕（回付年月日）
調査第一部 広域情報管理課

〔連絡先〕（回付年月日）
調査第一部 国際調査管理課

〔連絡先〕 課税第一部 統括国税実査官（国際担当）
（回付年月日）

活用先	住所（所在地）		収集先	住所（所在地）	
	氏名・法人名			氏名・法人名 （代表者）	
	局署整理番号			局署整理番号	業種
	部門・調査課番	調 - .		部門・調査課番	調 - .
	システム上の役割			システム上の役割	
	添付資料	有（ ） 校 ・ 無		収集形態	<input type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 探聞 <input type="checkbox"/> その他（ ）
			関与税理士等		

連絡事項			
------	--	--	--

項	1		
	2		
	3		

連絡せんの作成目的	
1 国際取引に関する一般情報の提供	
2 国際的な課税逃れに関する情報の提供または調査手法	
3 その他（ ）	

整理欄	
連絡せん番号	

「国際取引連絡せん」の記載要領

1 作成要領

調査、申告審理等の際に、次に掲げるような取引、契約等に係る情報を把握した場合に作成する。

なお、作成に当たって、スキーム取引の契約書、商品案内、概要図等があれば写しを添付する。

《連絡せんを作成する取引等》

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

⑭

⑮

2 記載要領

(1) 「局署整理番号」欄は、KSKシステムによる局署整理番号を記載する。

(2) 「収集形態」欄は、該当するものにチェックを付して表示する。

(3)

(4)

(5)

(6) 「連絡せんの作成目的」欄は、該当する番号に○を付す。

3 留意事項

以下に掲げる内容の国際取引連絡せんは、作成を要しない。

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

4 活用事績の回報

(1) 国際取引連絡せんの活用により効果のあったものについては、平成21年7月8日付東京局課一総5-15「『内国税に関する資料情報事務の事務提要』の制定について」（事務運営指針）の作成基準（資料せん等を端緒とする増差所得金額が300万円以上又は増差税額が30万円以上）に基づき資料情報活用事績回報書により報告する。

(2) 回報書は、KSKポータルサイト→「東京局」→「資料調査」→「資料情報活用事績回報書」→「回報書登録」画面により登録する。

(3) 「資料の種類」は「その他連絡せん」を選択し、「特記事項」に「国際取引連絡せん」を入力する。

(4) 回報書の登録後、帳票出力画面から回報書を出力し、活用担当部門の統括官等の決裁を受ける。

○源泉所得税調査において有用な資料情報（調査参考資料）

項番	依頼する資料情報	源泉所得税調査の観点	情報提供
1			紙 . データ
2			データ
3			紙 . データ

項番	依頼する資料情報	源泉所得税調査の観点	情報提供
4			紙 ・ データ
5			紙 ・ データ